

年金払い退職給付制度に係る年金財政状況（令和4年度末）及び 財政再計算結果について

地方公務員共済組合連合会

I. 財政検証について

当連合会では、年金払い退職給付制度に係る財政状況の確認作業として、毎年、国共済と地共済を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額（積立基準額）と実際の積立金額の比較を行っています。これを「財政検証」と呼びます。

この度、令和4年度末の財政検証を実施した結果、

- ① 国共済と地共済を合計した剰余の額（積立金＞積立基準額）は約958億円
- ② 国共済、地共済ともに剰余の状態（積立金＞積立基準額）であったため、財政調整拠出金（確定値）は発生しないこと

になりました。

II. 財政再計算について

当連合会では、令和6年4月以降の年金払い退職給付制度に係る掛金率等を決定するため、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づき、5年に一度の財政再計算を実施しました。

この結果、

- ① 令和6年4月以降の保険料率は、現在の率と同じく 1.50%（組合員が負担する掛金率 0.75%＋地方公共団体等が負担する負担金率 0.75%）
- ② 令和6年 10 月以降の基準利率は、毎年の市場の状況を勘案して算定する率に、加算率 0.08%を加算すること
- ③ 次回の財政再計算までの間の各年度の概算財政調整拠出金は、国共済から地共済に約 273 億円を拠出すること

になりました。

詳細については以下のとおりとなっています。

なお、上記 I 及び II の結果については、総務大臣に報告済みとなっております。

I. 財政検証について

1 令和4年度末の年金財政状況

年金払い退職給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。年金払い退職給付制度の積立状況を把握するため、当連合会では、毎年、「財政検証」を実施しています。

令和4年度末の財政状況は、以下のとおりです。

「積立基準額」は、令和4年度末時点における将来の給付に向けて積み立てておくべき金額であり、国共済が 7,640 億円、地共済が 20,603 億円、合計で 28,243 億円となっています。一方、令和4年度末時点の実際の「積立金」は、簿価ベースで国共済が 8,272 億円、地共済が 20,929 億円、合計で 29,201 億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が 632 億円の剰余、地共済が 326 億円の剰余、合計で 958 億円の剰余となりました。

(単位：億円)

区分		国共済+地共済	国共済	地共済
積立基準額	A	28,243	7,640	20,603
積立金(簿価ベース)	B	29,201	8,272	20,929
剰余または不足	C = (B - A)	+958	+632	+326

(注)「+」は積立金が剰余の状態を表しています。

2 国共済と地共済との間の財政調整(財政調整拠出金(確定値))

年金払い退職給付制度では、国共済と地共済との間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余(積立金>積立基準額)の共済から不足(積立金<積立基準額)の共済に対し、その不足分の5分の1(ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。)を財政調整拠出金として拠出することとされています。

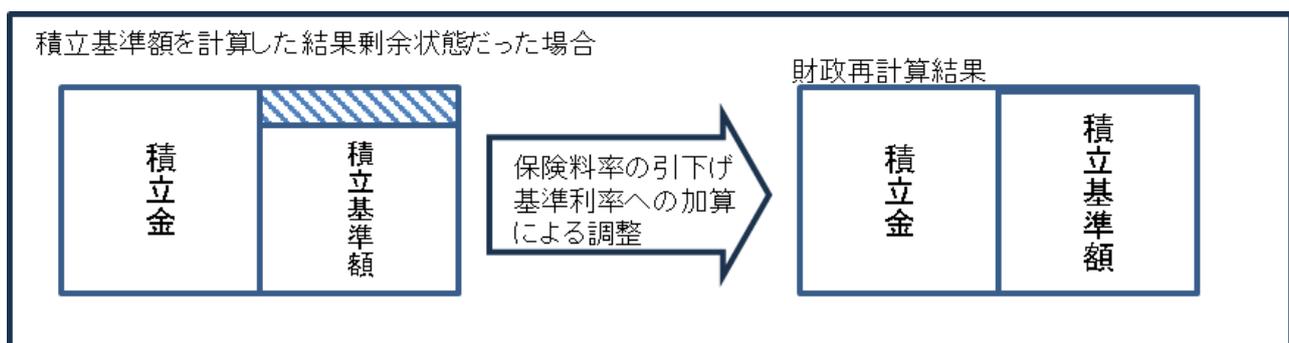
令和4年度末の財政状況では、前記I.1のとおり、国共済、地共済ともに「剰余」の状態であったため、財政調整拠出金(確定値)は発生しません。

II. 財政再計算について

1 財政再計算

年金払い退職給付に要する費用については、積立基準額と積立金(いずれも国共済と地共済との合計額)とが、将来にわたって均衡を保つことができるように定めることとされ、少なくとも5年に一度は財政再計算を実施することとされています。前回の財政再計算は、平成30年度に実施しました。それから5年となるため、今年度、財政再計算を行いました。

財政再計算では、積立基準額と積立金とが将来にわたって均衡を保つことができるように、保険料率および基準利率の加算率(基準利率への一定率の加算)を算定します。再計算前の保険料率および基準利率の将来の見通し等を用いて積立基準額を計算した結果、剰余状態(積立金>積立基準額)となる場合、保険料率の引下げや基準利率への加算(毎年の市場の状況を勘案して算定する率に、積立剰余を財源として一定率(加算率)を加算)により均衡を図ることとなります。不足状態の場合はその逆を行います。



今年度、財政再計算を行った結果、次のとおりとなりました。

保険料率は、現在の率と同じく1.50%（掛金率、負担金率はそれぞれ0.75%）となりました。（令和6年4月1日より適用。）

基準利率は、毎年の市場の状況を勘案して算定する率に、積立剰余を財源として加算率0.08%を加算することとなりました。（令和6年10月より適用。）

【剰余解消前】		(単位：億円)	【財政再計算結果】		(単位：億円)
区 分		国共済+地共済	区 分		国共済+地共済
積立金（簿価ベース）	A	29,201	積立金（簿価ベース）	A	29,201
総給付現価	B	99,138	総給付現価（※）	B	101,024
保険料収入現価	C	72,025	保険料収入現価	C	72,025
積立基準額	D = B - C	27,113	積立基準額	D = B - C	28,999
積立剰余	E = A - D	2,089	積立剰余	E = A - D	203

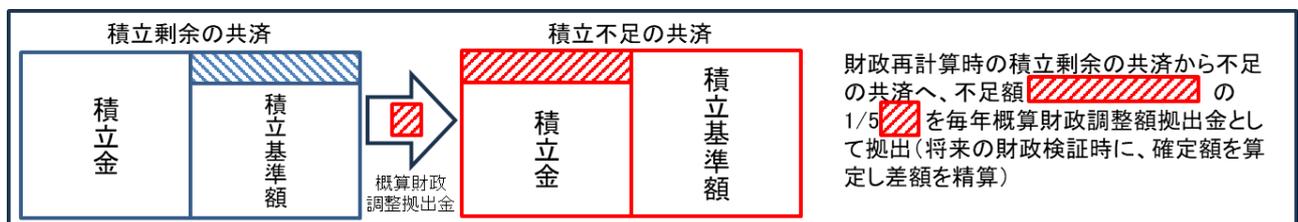


※加算率0.08%を加味して計算した総給付現価

2 国共済と地共済との間の財政調整（財政調整拠出金（概算値））

前記I. 2で説明したとおり、年金払い退職給付制度では、国共済と地共済との間で財政調整を行うこととなっています。財政調整拠出金の額は、年度末の積立基準額及び積立金により決定されますが、積立基準額及び積立金の額は財政調整拠出金を拠出する年度中には確定しないため、当年度中は財政調整拠出金の概算払いをし、翌々年度において精算（確定）をすることとなっています。

この概算払いの財政調整拠出金（概算財政調整拠出金）は、財政再計算の結果を基にして、次回の財政再計算までの間の各年度（今回は令和6年度から令和10年度まで）、財政状態が剰余（積立金 > 積立基準額）の共済から財政状態が不足（積立金 < 積立基準額）の共済に対し、不足分の5分の1（拠出側の剰余額を上限）を拠出することとなっています。



具体的には、財政再計算結果による積立基準額が、国共済が約6,704億円、地共済が約22,295億円となり、積立金の額からこの積立基準額を差し引いた結果、国共済が約1,569億円の剰余、地共済が約1,366億円の不足となりました。

そのため、次回の財政再計算までの間の各年度の概算財政調整拠出金は、財政状態が剰余の国共済から、財政状態が不足の地共済に対し、不足分の5分の1である約273億円を拠出することとなります。

《令和6年度から令和10年度までの各年度における概算財政調整拠出金の算定過程》

(単位：億円)

区分		国共済	地共済
積立基準額	A	6,704	22,295
積立金（簿価ベース）	B	8,272	20,929
剰余または不足	$C = (B - A)$	+1,569	$\Delta 1,366$
$C \div 5$ （不足側）	D	—	$\Delta 273$
1年度あたり概算財政調整拠出金		地共済に273の拠出	国共済から273の受入れ

(注)「+」は積立金が剰余の状態を、「 Δ 」は積立金が不足の状態を表しています。